

別表3

大学院生の活動、来学者等の移動についての方針7月18日版 いずれの移動においても新しい行動様式に基づく行動をとること

	大学院生の学術活動	来学する非常勤講師	教職員の学術活動、学内運営活動に関連する来学者 学内運営活動関連とは ①委員会活動に関連、 ②施設維持管理に関連。 ③その他に関連	その他の来学者
6月1日～6月18日	△及び条件付き○ ※ 県境を越える学術活動は自粛 ※ 県境を越えない場合は、指導教員の了解があることを前提とし、行き先の了解、行き先の感染予防対策が整っていると判断できる場合は可とする（指導教員の慎重な判断が必要）。	×⇒○ ※ 6月14日までは遠隔で行うことを原則とし、6月15日以降は来学を可とする。 ※ 非常勤講師が校内に最初に立ち入る際には受け入れ担当者が感染防御の観点から諸注意を説明する。 ※ 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道在住の者は、なるべく遠隔での打ち合わせ、講義を行う。	○ ※ 受け入れ者が明確な場合は原則校内立ち入りを可とする。 ※ 感染防御の観点から来学中は責任ある者が原則付き添う。 ※ なるべく来学を避ける他の方法を追究する。 ※ 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道からの移動者である場合には原則不可。	場所限定で○ ※ 立ち入りは原則管理棟G階のエントランスホールまでとし、来学目的の内容によってその先の立ち入りを可とするかを判断する。 ※ 図書館利用だけが目的の来学者は当面不可とする。
6月19日～7月9日	条件付○	○	○	
7月10日～7月31日	※ 指導教員の了解があれば県境を越える活動も可。 ※ それ以外は同上。	※ いずれの都道府県からの来学も可とする。 ※ 非常勤講師が校内に最初に立ち入る際には受け入れ担当者が感染防御の観点から諸注意を説明する。	※ 同上。ただし、一部首都圏、北海道からの移動者に対する配慮は必要としない。	
7月18日以降の当面の間	条件付○ ※ 指導教員の了解があれば県境を越える活動も可。 ※ 一部首都圏、関西圏への移動はなるべく自粛（移動した場合は2週間の自宅学修）	○及び△ ※ 首都圏、関西圏からの講師を除いては同上 ※ 首都圏、関西圏からの講師は、遠隔での講義を依頼。	○ ※ 同上。ただし一部首都圏、関西圏からの移動者である場合には原則不可。 ※ 来学中は責任ある者が付き添う。 ※ 本学主催の単発的な研修会等（多人数が来学する）においては担当者がエントランスに受付を出して体温測定をしたうえで入構証を渡す。参加者名簿の整備や部屋あたりの参加者数50%以下に配慮。	立ち入り箇所限定で○ ※ 同上 ※ 立ち入る者には入構証を渡す ※ 図書館